

別添88 速度計の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、自動車に備える速度計に適用する。

なお、本技術基準は、協定規則第39号と調和したものである。

2. 定義

- 2.1. 「通常装着するタイヤ」とは、自動車製作者により当該自動車に設定されたタイヤの型式をいう。なお、スノータイヤは、通常装着するタイヤとみなさないものとする。
- 2.2. 「通常走行時のタイヤ空気圧」とは、自動車製作者により指定された冷間時のタイヤ空気圧に20kPaを加えたものをいう。
- 2.3. 「速度計」とは、保安基準第46条の速度計をいい、速度表示部及び速度検出部から構成される。
 - 2.3.1. 「速度計の速度表示部」とは、速度計のうち、運転者に対し走行時における自動車の速度を表示するための装置をいう。
 - 2.3.2. 「速度計の速度検出部」とは、速度計の速度表示部に表示する自動車の速度を検出し、速度計の速度表示部に速度に係る情報を伝達するための装置をいう。
- 2.4. 「非積載状態」とは、燃料、冷却水、潤滑油、工具及びスペアタイヤ（自動車製作者により標準で設定されている場合）を含み、体重75kgの運転者を乗車させた走行状態にあることをいう。なお、運転者以外の乗員、選択仕様の附属品及び荷物は乗車又は搭載されていないものとする。

3. 要件

- 3.1. 速度計の表示は、運転者の直接視界内にあり、昼間及び夜間（昼間のみ運行する自動車にあっては昼間）において明瞭に判読できるものでなければならない。速度の指示範囲は、当該自動車に対して自動車製作者が定める最高速度を包含するものであるものとする。
 - 3.1.1. 速度計の目盛標識は、1、2、5又は10km/hのいずれかであるものとする。
 - 3.1.2. 速度計の数値標識は、次の要件に適合しなければならない。
 - 3.1.2.1. 数値標識の最高値が200km/h以下の速度計にあっては、20km/h以下の間隔で表示すること。
 - 3.1.2.2. 数値標識の最高値が200km/hを超える速度計にあっては、30km/h以下の間隔で表示すること。
 - 3.1.2.3. 速度計の数値標識の間隔は一定でなくてもよい。
 - 3.2. 速度計の精度は、次の方法により試験を行うものとする。
 - 3.2.1. 自動車には、通常装着するタイヤの型式のうちいずれか1つを装着する。試験は、自動車製作者が指定する速度計の型式毎に行うものとする。
 - 3.2.2. 試験は、非積載状態の自動車で実施するものとする。ただし、測定のために必要な重量の増加があってもよいものとする。

- 3.2.3. 速度計の速度表示部の温度は、 $23\pm5^{\circ}\text{C}$ であること。
- 3.2.4. 試験中、タイヤは2.2. で定めた「通常走行時のタイヤ空気圧」に調整されること。
- 3.2.5. 自動車は、次の速度で試験を行うものとする。

自動車製作者により指定された 最高速度 ($V_{\max}$) (km/h)	試験速度 (km/h)
$V_{\max} \leq 45$	$V_{\max}$ の80%
$45 < V_{\max} \leq 100$	40及び $V_{\max}$ の80% ($V_{\max}$ の80% ≥ 55 の場合)
$100 < V_{\max} \leq 150$	40, 80及び $V_{\max}$ の80% ($V_{\max}$ の80% ≥ 100 の場合)
$150 < V_{\max}$	40, 80及び120

- 3.2.6. 自動車の走行時の速度を測定するために使用する試験機器の精度は、 $\pm 0.5\%$ 以内であること。
- 3.2.6.1. 試験路の表面は、平坦で、かつ、乾燥しており、十分な粘着性を有するものであること。
- 3.2.6.2. ローラーダイナモメータを用いて試験する場合、ローラの直径は少なくとも0.4mとする。
- 3.3. 速度計の指度は自動車の走行時の速度を下回ってはならないものとする。
- 3.2.5. の試験速度及び試験速度間において、速度計の指度 V_1 は、自動車の走行時の速度 V_2 の間において次の関係式に適合しなければならない。

$$0 \leq V_1 - V_2 \leq V_2/10 + 4$$

V_1 ：速度計の指度 (km/h)

V_2 ：自動車の走行時の速度 (km/h)